



家畜衛生だより

令和5年10月発行 No. 5-7

埼玉県中央家畜保健衛生所

電話：048-663-3071

緊急：090-2757-1650

Fax：048-666-8731

メール：m633071@pref.saitama.lg.jp

北海道で野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出！（国内今シーズン初）

発生概要

- ・所在地：北海道 美唄市
- ・野鳥の種類及び羽数：ハシブトガラス1羽
- ・経緯：10月4日、死亡したハシブトガラス1羽を回収し、簡易検査したところ同日陽性が判明
10月11日、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ H5 亜型であることを確認

養鶏農家の皆様へ

裏面の「防疫対策徹底のポイント」をご覧ください、ウイルス侵入防止対策を徹底するとともに家きんの健康観察を毎日行い、異状を感じたら速やかに家畜保健衛生所に通報してください。

飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準遵守状況の一斉点検及び家畜伝染病予防法第52条で定められた毎月の死亡羽数の報告も必ずお願いします。



埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町 107-1）

TEL: 048-663-3071

（24時間、土日祝日も受付）

高病原性鳥インフルエンザ

Highly Pathogenic Avian Influenza

防疫対策徹底のポイント

01 重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは警戒を強化。特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

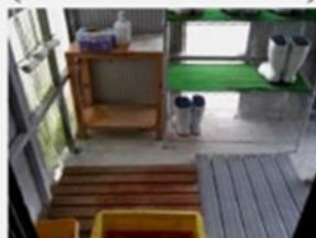
02 発生予防対策

1 家きん飼養農場における発生予防の徹底

入出時対策

消毒・更衣前後における
交差のない動線、明確な
境界線の確保。

作業従事者のほか、
外部事業者も対策を徹底



野生動物対策

農場内の整理・整頓、
堆肥舎や鶏糞搬出口への
覆いの設置。

一見隙間のなさそうな家きん舎
でも入念に侵入口を点検



入気口対策

粉じん、羽毛等の取込み
対策に野鳥避けの設置。
フィルター設置も検討。

普段は目が届きにくい
場所の対策も重要



2 飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検

飼養衛生管理の基本的な管理項目を飼養衛生管理者が一斉点検、
毎月都道府県で取りまとめ。

ネズミや害虫の駆除、
破損箇所の修繕、農場及
び共同施設への出入り時
の消毒などにも注意！

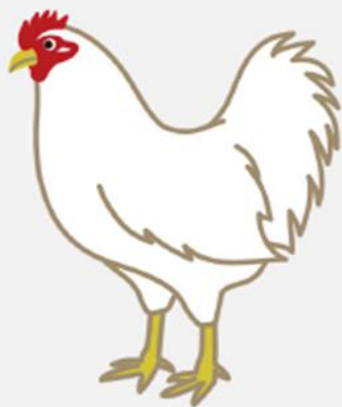
03 まん延防止対策

1 毎日の健康観察、異状の早期発見&早期通報

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は
速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

2 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

疾病発生時の初動防疫及びまん延防止措置を円滑に講じられるよう、
都道府県内の関係部局及び関係機関、市町村、関係団体等と連携。



04 監視体制、環境対策等

- ・あひる等の水きん類を飼養している農場は、他に優先して定点モニタリングの対象。
- ・野鳥のサーベイランス検査を実施する体制を構築。
- ・農場周辺の水場、環境での野生動物対策。